

■ 4条1項11号

不服 2024-006693

<本願商標>

「カーロ」(標準文字)

第9類「車予約のためのモバイル機器用アプリケーションソフトウェア、モバイル機器のためのアプリケーションソフトウェア、デジタル制御式錠、スマートフォンで作動する電子式施錠装置、ダウンロード可能なモバイル機器用のアプリケーションソフトウェア、乗物のロックを解除するためのモバイル機器用アプリケーションソフトウェア、移動電話用のアプリケーションソフトウェア、移動電話用のコンピュータアプリケーションソフトウェア、リモート制御による施錠装置、乗物の集中ドアロック用符号記録済み電気式キーフォブ(遠隔制御装置)、ダウンロード可能なモバイル機器用のアプリケーションソフトウェア、電子式ドアロック、乗物用電子錠、乗物起動用符号記録済み電気式キーフォブ(遠隔制御装置)、リモート制御による施錠装置、乗物用集中ドアロック装置、原動機付陸上車両用電気制御装置、乗物の運転用遠隔制御装置、乗物用ナビゲーション装置、GPSによる乗物追跡用及び位置付け用装置、安全なクレジットカード取引を円滑に進めるためのコンピュータソフトウェア」及び第35類の指定役務

※補正後の指定商品及び指定役務

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

引用商標：**CARLO**

第9類「Data processing apparatus, computers and computer software particularly for controlling surgical apparatus and instruments, particularly laser apparatus and robots for osteotomy.」及び第10類、42類、44類の指定商品及び指定役務

※マドプロ

(参考訳) 第9類「データ処理装置、コンピュータ及びコンピュータソフトウェア(特に外科用機器及び器具、特にレーザー機器及び骨切り術用ロボットの制御用のもの)」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標について

本願商標は、「カーロ」の文字を標準文字で表してなるところ、これは一般的な辞書類に掲載されている語ではなく、我が国において特定の意味合いを有する語として用いられているという事情も見当たらないことからすると、該文字は造語として認識されるというべきものである。

そうすると、本願商標よりは、その構成文字に相応して「カーロ」の称呼が生じ、特定の観念は生じないものである。

(2) 引用商標について

引用商標は、・・・、「CARLO」の文字を横書きしてなるところ、これは一般的な辞書類に掲載されている語ではなく、我が国において特定の意味合いを有する語として用いられているという事情も見当たらないことからすると、該文字は造語として認識されるというべきものである。

そして、そのような欧文字からなる造語については、これを称呼する場合、我が国において親しまれている外国語の読みなどに倣って称呼するのが自然であるところ、本願商標は、英語において例えば「car」を「カー」、「solo」を「ソロ」と発音することに倣えば、英語風の読みとして「カーロ」と称呼することが考えられる。また、「モナコ (Monaco) の保養地」として知られる「Monte Carlo」(出典：「フェイバリット英和辞典 第2版」(東京書籍株式会社)、甲第14号証)を「モンテカルロ」と発音することを踏まえ、「カルロ」と称呼することも考えられるものである。

そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応して「カーロ」及び「カルロ」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものである。

(3) 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、文字種や文字数が異なることから、互いに異なる語を表してなると容易に理解でき、明確に区別できるものである。

そして、称呼においては、「カーロ」を共通にするものの、それと引用商標のその他の称呼「カルロ」とでは、3音という短い構成において、中間の「ウ」と長音の相違を有するものであるから、明瞭に聴別できるものである。

また、観念においては、いずれも特定の観念は生じないため、比較することができない。

そうすると、本願商標と引用商標とは、称呼においては引用商標より複数生じる称呼の一において共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、観念において比較できないものであり、外観においては明確に区別できるものであるから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、非類似の商標というのが相当である。

(4) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは非類似の商標であるから、両商標の指定商品又は指定役務の類否について判断するまでもなく、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当しないものである。

したがって、本願商標が、商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「カーロ」と引用商標「CARLO」は、称呼においては引用商標より複数生じる称呼の一において共通する場合があるとしても、その他の称呼において明瞭に聴別できるものであって、観念において比較できないものであり、外観においては明確に区別できるものであるから、両商標が与える印象、記憶等を総合してみれば、商品の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、非類似の商標というのが相当である、と判断されました。

ある商標から生じ得る称呼が複数ある場合に、そのうち一つが共通していても、他の称呼が明瞭に聴別できれば、両商標は非類似と判断されやすいという傾向が近年の審決では見受けられますが、本事件もその一例と言えそうです。

ただ、本事件の場合、『「モナコ (M o n a c o) の保養地」
として知られる「M o n t e C a r l o」』(モンテカルロ)を出してきて、引用商標「**CARLO**」からは「カルロ」の
称呼も生じ得ると認定されているところ、果たして我が国の一般的な需要者等が「M o n t e C a r l o」をどの程度知っており、また、「CARLO」の文字から「モンテカルロ」
を直ちに想起して、これを本当に「カルロ」と読めるのかといった点は疑問です。

引用商標「**CARLO**」を素直に読めば「カーロ」でしょうし、これを「カルロ」と読む
人がいたとしても、その比率はせいぜい「9 : 1」とか「8 : 2」程度ではないでしょうか。

そうであれば、本事件では、主に生じる称呼の方が両商標で同一なのですから、『称呼に
おいては引用商標より複数生じる称呼の一において共通する場合があるとしても、その他
の称呼において明瞭に聴別できる』というのは、理由付けとしておかしいように感じます。

本審決のような理由付けで判断するべきは、本願商標が「カルロ」であるような場合では
ないでしょうか。

個人的に気になるのは、請求人は「カーロ アイピー プライベート リミテッド」とい
うシンガポールの企業のようなのですが、この「カーロ」の英語表記がどのようなものであるか
という点です。(ざっとインターネット検索で調べた限りでは見当たらず・・・)

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年8月26日 >